第十二条に次の一項を加える。

10　環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、水銀排出施設を設置している者に対し、水銀排出施設の構造及び使用の方法、水銀等の処理の方法、水銀濃度並びに法第十八条の二十三第二項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、水銀排出施設を設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、水銀排出施設及びその関連施設、水銀排出施設に使用する燃料及び原料並びに関係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第二十七条第一項に規定する水銀排出施設を設置する者に対しては、法第十八条の二十九又は第二十七条第三項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。

第十三条第一項中「及び粉じんに関する規制」を「、粉じんに関する規制及び水銀等の排出の規制」に改め、同項第一号中「第十八条の十三第二項」の下に「及び第十八条の三十一第二項」を加え、「並びに第十八条の十五第一項及び第二項」を「、第十八条の十五第一項及び第二項、第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項並びに第十八条の二十五第一項」に改め、同項第二号中「並びに第十八条の十九」を「、第十八条の十九、第十八条の二十六並びに第十八条の二十九第二項」に改め、同項第三号中「第十八条の十三第一項」の下に「及び第十八条の三十一第一項」を加え、同項第四号中「及び第十五条の二第一項」を「、第十五条の二第一項及び第十八条の二十九第一項」に改め、同条第二項中「及び粉じんに関する規制」を「、粉じんに関する規制及び水銀等の排出の規制」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正）

第二条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一の項中「第二条第十一項」を「第二条第十項」に改める。

（石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部改正）

第三条　石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第二条第十一項」を「第二条第十項」に改める。

附　則

この政令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

環境大臣　大塚　珠代
内閣総理大臣　安倍　晋三

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十一月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百八十号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項から第五項まで、第六条第二項第三号、第十二条第一項第三号、第十五条第一項ただし書、第二十条第一項、第二十九条第一項、第三十三条の二及び第三十三条の七第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号を次のように改める。

二　次に掲げる規定に掲げる種の卵

イ　別表第一の表一

ロ　別表第一の表二の第一の二から四まで並びに六のイの(4)の1の項、3の項及び4の項、(5)並びに(7)並びにハ

ハ　別表第二の表一

ニ　別表第二の表二の第一の二

三　別表第一の表二の第二の(2)、(4)の1の項、(6)、(8)、(12)、(13)、(17)及び(18)に掲げる種の種子

第二条の二中「上欄」を「科名の欄」に、「中欄」を「器官の欄」に改める。

第二条の三第一号中「はく製」を「剥製」に改め、同条第二号中「上欄」を「科名の欄」に、「下欄」を「加工品の欄」に改める。

第二条の四中「上欄」を「科名の欄」に、「下欄」を「原材料器官等の欄」に改める。

第四条第二号中「中欄」を「種名の欄」に、「下欄」を「適用日の欄」に改め、同条第三号ハ中「上欄」を「種名の欄」に、「中欄」を「個体群の欄」に、「下欄」を「個体等の欄」に改める。

第五条第二号中「ロクソドンタ・アフリカナ（アフリカゾウ）の項」を「12の項及び13の項」に改める。

第五条の二第一号中「ぞう科の項」を「1の項」に改め、同条第二号中「うみがめ科の項」を「3の項」に改める。

第五条の五中「ぞう科の項」を「1の項」に、「僅少」を「僅少」に改める。

別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第一　国内希少野生動植物種（第一条、第二条、第三条関係）

表一

項	種　　名
第一　動物界	
一　鳥綱	
イ　がんかも目	
(1)　がんかも科	
1	*Branta canadensis leucopareia*（シジュウカラガン）
ロ　ちどり目	
(1)　うみすずめ科	
1	*Lunda cirrhata*（エトピリカ）
2	*Uria aalge inornata*（ウミガラス）
(2)　しぎ科	
1	*Scolopax mira*（アマミヤマシギ）
2	*Tringa guttifer*（カラフトアオアシシギ）